

酪農学園大学学生に関する諸規程

1960年4月1日

規程1960-1号

2023年6月29日

改正規程2023-204号

第1節 学生生活一般

(規範)

第1条 酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生は、本学の教育方針を十分理解し、広い教養と深い学識とを修め、信頼するに足る人格を養成し、かつ、身体の錬磨につとめ、学校の内外を問わず責任ある言動をとること。

(服装)

第2条 本学の服装については、別にこれを定めないが、学生らしくあることを第一義とし、華美に流れず粗野に失しないように注意しなければならない。

(喫煙)

第3条 学園敷地内は、全面禁煙とする。

第2節 学生証

(学生証)

第4条 学生証は、本学学生の身分を証明するものである。

(交付)

第5条 学生は、入学時に教育センター学生支援課にて学生証の交付を受ける。

(受領)

第6条 学生証は、入学時に学校に対する義務を果たした後、受取るものとする。

(携帯)

第7条 学生証は、登学の際に必ず携帯しなければならない。

第8条 学生証は、他人に貸したり、譲渡したりしてはいけない。

第9条 学生証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員に請求された時には、何時でも提示しなければならない。

(紛失)

第10条 学生証紛失の時は、直ちに教育センター学生支援課に届け出て所定の手続きを経て再交付を受ける。この際紛失した学生証は無効となる。

(返還)

第11条 学生証は、有効期間を経過した時、あるいは卒業、退学及び除籍の場合は、直ちに教育センター学生支援課に返さなければならない。

第3節 身分申告

(生活記録)

第12条 新入生は、入学時に学生生活記録の記入をし、提出するものとする。

(異動届)

第13条 学生は改姓、住所変更、その他・身上に異動のあった場合は、直ちに教育センター学生支援課に届け出るものとする。

(保証人)

第14条 保証人並びに保証人住所変更のあった場合は、直ちに教育センター教務課に届け出るものとする。

第4節 課外活動

(団体設立届)

第15条 学生の学内における諸種のクラブや同好会（以下「団体」という。）を設立しようとする時は、責任者は所定の設立趣旨書を教育センター学生支援担当部長に届け出なければならない。

(顧問)

第16条 学生の学内における団体には、専任教員の顧問を置かなければならない。

(事業報告)

第17条 団体の責任者は少なくとも年1回、その事業、会計、団体加入者名等を教育センター学生支援担当部長に報告しなければならない。

(勧告)

第18条 学生の団体活動が教育目的に悖るとみなされた場合は、当該活動に対し勧告することがある。

第5節 集会

(集会届出)

第19条 学生は学内において集会を催さんとする時は、その責任者を定め所定の用紙に集会の目的、期日、会場等を明記し、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

(使用承認)

第20条 集会のため校舎を使用する場合は、事前に教育センター教務課の確認を得て、事務局施設課の承認を得なければならない。

第6節 掲示・印刷物等の届出

(掲示板)

第21条 学生が行う掲示は原則として、学生掲示板を使用するものとする。

(掲示許可等)

第22条 掲示をする場合には、責任者が掲示文の内容を教育センター学生支援課に届け出て掲示許可の認可、場所、掲示期間の指示を受けなければならない。

第23条 掲示板への掲示の他、立看板その他の方法によって掲示する場合にも、前条と同様の許可を得なければならない。

(掲示・撤去)

第24条 第22条、第23条の規定に違反した掲示は撤去する。

(印刷物等の届出)

第25条 団体又は個人が学内において印刷物の配付、デモンストレーション及び拡声器等の高音を伴う行為をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

第7節 学外活動

(学外活動届出)

第26条 団体が学外において、次の活動をする時は、教育センター学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 本大学名を使用して活動する時。
- (2) 本大学名を使ってポスター、パンフレット、新聞を掲示又は配付する時。

第8節 雑則

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (1960年4月1日規程1960-1号)

この規程は、1960(昭和35)年4月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、1977(昭和52)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1994(平成6)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998(平成10)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002(平成14)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007(平成19)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則（2018年10月 1 日改正規程2018－53号）

この規程は、2018（平成30）年10月 1 日から施行する。

附 則（2023年 6 月29日改正規程2023－204号）

この規程は、2023年 6 月29日から施行する。